

○日置市社会福祉法人審査会設置規程

平成25年3月29日

訓令第7号

改正 令和4年4月1日訓令第2号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第31条に規定する社会福祉法人（以下「法人」という。）の定款の認可申請に係る法第32条の規定による審査を円滑に行うため、日置市社会福祉法人審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審査会は、法第32条に規定する定款の認可の決定に当たり、関係法令、関係通知等に基づき、次に掲げる事項について審査を行うものとする。

- (1) 法人の役員及びその構成
- (2) 法人の基本財産、運用財産等
- (3) 理事長の適格性
- (4) 施設建設に係る借入金の償還計画
- (5) 寄附予定者の適格性
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(組織)

第3条 審査会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、副市長をもって充てる。

3 委員は、市民福祉部長、福祉課長、こども未来課長及び介護保険課長をもって充てる。

(職務)

第4条 会長は、審査会の事務を総理する。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、市民福祉部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議は、審査会を組織する者が全員出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、原則として全会一致で決するものとする。

5 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

6 会議は、非公開とする。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、市民福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、審査会が定める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日訓令第2号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。